

(1頁より続く)

を受け取次会社も対処できるということ
です」(野口文雄公取委取引企画課長見
解「再販制度の適切な利用に当たっての
留意点」、出版ニュース2005年1月下
旬号より)との見解を示している。

また、野口課長は「出版社が再販契約
に基づいて言う場合であっても、自分の
商品についてだけ止めてくれと言えな
い。他社の商品についてまでは言えな
い。ポイントカードを実施しているところ
に対して、ポイントカードシステムを
止めろとは言えないのであって、自社の
商品は対象外とするようにと言えるとい
うことです。表示上から言うと、消費者
向けにその旨を表示して貰うことになり
ます」(同上)と述べている。つまり自
社商品のポイントサービスからの除外要

請については、出版社に許される行為で
あり、「消費者向けにその旨を表示して
貰うことになります」というのは、Am-
azon.co.jp サイトにその旨の表示を求
めることができるということである。野口
課長は、現在公取委の審査局長で、独禁
法の番人とも言える。出版協の除外申
入れ社は自らの意志で、この見解にそ
つて順法・合法のやり方をとっている。

アマゾンには、書店の売上のトップ企
業として、再販契約のルール、業界ル
ールを守って、その社会的責任をはたし
てもらいたい。そして同時に、アマゾンの
ポイントサービス＝値引きだけが問題な
のではない。再販制度を壊してしまうよ
うな値引きが問題なのである。

出版業界は再販制度を守るために弾力
運用をしなければと言ってきた、それが

今日の事態を招いたともいえる。もう法
定再販制の存続は確定したのである。再
販制度を内部から崩してしまうような行
為には毅然とした対応が必要だ。かつて
書店がポイントサービスによる値引き反
対に動いた時も、出版社はこれを見殺し
にしてしまった。出版社は再販売価格維
持の主体である。出版社が今度は動か
なければならない。もし今回も手をこま
ぬくとすれば、本の再販制度は確実に内
部崩壊しよう。そしてその責任は誰でも
ない。出版社自身にあるのだ。

9月早々にはアマゾンの回答が出てこ
う。回答次第では、出荷停止に踏み切
ることになる。

ポイントカードによる値引き販売に反対します

—読者、書店、取次店、出版社の皆様へ

●声明●2013年8月28日

学問芸術といった人間の知的創造物で
ある著作物を書籍・雑誌・新聞などによ
って伝達していく行為は、一国の学問芸術
、文化の普及ないしその水準の維持に欠
かせないもので、多種多様な著作物が全
国に広範に普及されることが求められて
います。しかも、それらは国民に均等に
享受されるべきであり、離島・山間・僻
地などを理由に価格差があったりしては
ならず、全国どこでも同じ値段で知識
や文化にアクセスできることが、民主
社会の公正・公平な発展に役立つと考
えられています。

その意味で、再販売価格維持制度は、
著作物の普及という文化的、公共的、
教育的役割を実現していくのに適して
いるとされ、独禁法制定以前からこう
した商慣習があったこともあり、著作
物については例外的に許されています。
そして著作物再販制度のもとに、出
版社、取次店、書店は再販契約を結
び、その遵守を約しています。

この再販制度＝定価販売によって、
本の定価は物価の優等生といわれるほ
ど他の物と比べて安定ないし下落し、
いたずらな値引き競争による書店等
の倒産廃業を防止してきました。また、
返品可能な委託販売制度と相俟って、
出版物の安定的な再生産を確保し、
出版社はもとより取次店、書店がそ
れぞれの一定に利益幅が見通せるこ
とによって、多様な企画が形成され
る基盤を保障し、小資本でも出版社
を立ち上げ、書店を開業出来る状態
を維持してきました。このように本の
再販制度は、出版物の多様性と読者の
知へ

のアクセスを保障し、言論・表現の自
由という私たちの社会のもっとも基本
的な価値を守ってきたわけです。

しかし今、この本の再販制度を内部
から崩壊させかねない由々しき事態
が進行しています。ポイントカード
(ポイントサービス)問題です。「Am-
azon Student」プログラムの10%
ポイント還元を象徴されるように、高
率のポイント還元が出現し、いまや
さまざまな書店でポイント合戦が展
開されています。

ポイントカードについて、公正取引
委員会は、1999年12月28日の「
著作物再販制度下における関係業界
の流通・取引慣行改善等の取組状況
について」で、「ポイントカードは実
質的に値引きと同一の効果を有する
もの」とし、また2001年3月26
日には糸田省吾公正取引員も「実
質的値引きで再販契約違反」と明
言しています。

そして、その「ポイントカードの
提供が、再販売価格維持行為につ
いて定めた事業者間の契約に反する
かどうかについては、当該事業者間
において判断されるべき問題であ
る」(大脇雅子参議院議員の質問
主意書に対する2001年7月31日
付け小泉内閣総理大臣の答弁書)と
答弁して、公取委は、最終的には再
販販売価格維持行為の主体である出
版社にその判断決定をまかせると指
示しています。但し、1%といった
お楽しみ程度のポイントカードを
止めさせるのは、一般消費者の利
益を不当に害する恐れがあります。

これを受け、出版協はポイントカ
ードが再販契約に違反する値引き
であることを表明し、再販契約を結
んでいる書店がポイントカードを提
供することは、他の再販契約を遵
守している書店を一方的に不利な
立場に追いこみ、契約を守り法規
を守る「正直者が馬鹿をみる」結
果となっているだけでなく、被害
書店を廃業にまで追い込むもの
として、この10年来、その中止を
求めてきました。

しかるに、ポイント合戦がさらに
拡大すれば、書店経営はますます
圧迫され、倒産廃業を加速化し、
出版社に転嫁されるポイント原資
は出版社の経営も圧迫するだけ
でなく、結局、カバープライスの
値上げを招来し、読者は最終的に
、高いものを買わされることにな
ります。

20年以上にわたる廃止反対運
動によって、ようやく著作物再
販制度の存続が確定したにも拘
わらず、このような事態を放置
すれば、本の再販制度は内部
から崩壊してしまうことは必
至です。

読者の皆様には、出版物の再
販制度の重要性とポイントサー
ビスが本には相応しくないこと
をご理解いただきたいと思
います。

また、出版に関わるあらゆる
現場で再販制度を遵守する取
り組みがされるべきであり、
とりわけ出版社は本の法定再
販制度の主体として、ポイント
サービスから自社商品の除外
を求めるなど、自らの意志で
創意工夫をしてポイントカ
ードによる値引き販売に反対
し、本の再販制度を守りま
しょう。